

■承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度四万十町一般会計補正予算(第2号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年4月30日付けで専決処分に付した令和2年度四万十町一般会計補正予算第2号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国が緊急経済対策として実施する特別定額給付金の速やかな支給開始に向け、必要な事務費や給付費を計上する必要が生じたことにより、歳入歳出それぞれ1,678,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和2年度四万十町一般会計補正予算(第2号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり。

【事業概要】

別紙のとおり。

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

